初任給規程

給与規定第９条により、初任給に関する事項を次のとおり定める。

（初任給の級号給）

第１条　新たに職員となった者の級号給は、その者の職務、学歴及び資格に応じて、初任給基準表（表１）に掲げる級号給とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格をこえて有する場合においては、それ以上の級号給とすることができる。

②　職種別給料表は次のとおりとする。

1.給料表Ａ　部長、課長、室長、園長（以下「園長等」とする）、副課長、副園長（以下「副園長等」とする）と、主任、副主任および、保育士、事務員

2.給料表Ｂ　看護師、保健師およびその資格を有する副園長等、主任、副主任

3.給料表Ｃ　管理栄養士、栄養士およびその資格を有する副園長等、主任、副主任

4.給料表Ｄ　調理員、用務員、保育補助およびその資格を有する副園長等、主任、副主任

表１　　初任給基準表

職務	初任給の級号給					
	学歴	大学卒	三年制短大 専門学校卒	二年制短大 専門学校卒	高校卒	中学卒
	資格	級－号給	級－号給	級－号給	級－号給	級－号給
園長等	有	部長はA5級とし、課長、室長、園長はA4級とし号給は理事会で決定する。				
副園長等	有	看護師、保健師資格保有者はB3級、管理栄養士、栄養士資格保有者はC3級それ以外はA3級とし号給は理事会で決定する。				
主任 副主任	有	看護師、保健師資格保有者はB2級、管理栄養士、栄養士資格保有者はC2級それ以外はA2級とし号給は理事会で決定する。				
保育士	有	A1級25号給	A1級21号給	A1級17号給	A1級13号給	
保健師	有	B1級29号給	B1級25号給	B1級21号給	B1級17号給	
看護師	有	B1級25号給	B1級21号給	B1級17号給	B1級13号給	
管理栄養士	有	C1級29号給	C1級25号給	C1級21号給	C1級17号給	
栄養士	有	C1級25号給	C1級21号給	C1級17号給	C1級13号給	
調理員	有	D1級25号給	D1級21号給	D1級17号給	D1級13号給	
	無	D1級21号給	D1級17号給	D1級13号給	D1級9号給	
事務員		A1級25号給	A1級21号給	A1級17号給	A1級13号給	
用務員		D1級21号給	D1級17号給	D1級13号給	D1級9号給	
保育補助		D1級21号給	D1級17号給	D1級13号給	D1級9号給	

アルファベットは給料表を意味する

（経験年数の加算）

第２条　新たに職員となった者が、その経歴のうちに社会福祉施設等又は幼児教育施設等その他表２に定める事業所に勤務したことがある場合には、その勤務年数を経験年数換算表（表２）により換算した経験年数を前条の規定による級号給に加えて得た級号給をもってその者の初任給とする。但し、本条の加算は法人採用前勤務先を退職後５年以上の期間が経過している者には適用しない。

表２　　経験年数換算表

職務	経歴の種類	換算率
園長等 副園長等	社会福祉施設等又は幼児教育施設等 その他	80% 60%
主任 副主任	社会福祉施設等又は幼児教育施設等 その他	80% 60%
保育士	社会福祉施設等又は幼児教育施設等 その他	80% 60%
看護師 保健師	社会福祉施設等又は幼児教育施設等 医療機関等 その他	80% 70% 60%
調理員 管理栄養士 栄養士	社会福祉施設等又は幼児教育施設等 その他	80% 60%
事務員 用務員 保育補助	社会福祉施設等又は幼児教育施設等 その他	80% 70%

1.勤務年数は正規職員としての年数をいう。
　非常勤職員として勤務していた年数は加算しない。
2.換算した経験年数の６か月未満の端数は切り捨て、６か月以上12ヶ月未満は２号換算とする。
3.経験年数の加算は、11年を限度とする。

（資格取得による号数の加算）

第３条　無資格ですでに勤務している職員が、その職務に有用な資格、免許を取得した場合には、次のように号数を加算する。

1.保育士試験に合格し、資格を得た者　　４号給
2.栄養士試験に合格し、資格を得た者　　４号給
3.調理師試験に合格し、資格を得た者　　４号給
4.新たに衛生管理者資格を得た者　　４号給
5.その他有用と認める資格を得た者　　４号給

（非常勤職員の基本時給算出）

第４条　非常勤職員の基本時給は、第１条から第３条を適用し、次のとおり算出する。

基本時給＝第１条から第３条を適用した級号給×12 ヵ月÷2080 時間

2. 前項に係らず、65 歳以上の職員については、嘱託職員の基本給算出に準じる。

附則

（施行期日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

付則（平成 20 年 5 月 28 日一部改正）

（施行期日）

この規程は平成 20 年 5 月 28 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

付則（平成 21 年 2 月 14 日一部改正）

（施行期日）

この規程は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

付則（平成 21 年 12 月 26 日一部改正）

（施行期日）

この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

（施行期日）

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

（施行期日）

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

（施行期日）

この規程は平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

（施行期日）

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

（施行期日）

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

付則（令和元年 12 月 10 日一部改正）

（施行期日）

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

付則（令和 4 年 3 月 8 日一部改正）

（施行期日）

この規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

付則（令和 4 年 12 月 6 日一部改正）

（施行期日）

この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

付則（令和 5 年 2 月 7 日一部改正）

（施行期日）

この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

付則（令和 7 年 3 月 4 日一部改正）

（施行期日）

この規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。